

認 証 書

事業者名

殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車特定整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車特定整備事業の種類
(1) 普通自動車特定整備事業
(2) 小型自動車特定整備事業
- 4 特定整備の種類
(1) 普通自動車（大型）
(2) 普通自動車（中型）
(3) 普通自動車（小型）
(4) 普通自動車（乗用）
(5) 小型四輪自動車
(6) 小型三輪自動車
(7) 小型二輪自動車
(8) 軽自動車
(9) 大型特殊自動車

5 認証番号 四運証第 一 号

6 認証年月日 年 月 日

年 月 日

四国運輸局長名

認 証 書

事業者名

殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車特定整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車特定整備事業の種類
(1) 普通自動車特定整備事業(年 月 日)
(2) 小型自動車特定整備事業(年 月 日)
- 4 特定整備の種類
(1) 普通自動車 (大型)
(2) 普通自動車 (中型)
(3) 普通自動車 (小型)
(4) 普通自動車 (乗用)
(5) 小型四輪自動車
(6) 小型三輪自動車
(7) 小型二輪自動車
(8) 軽自動車
(9) 大型特殊自動車
- 5 認証番号 四運証第 一 号
- 6 認証年月日 年 月 日

年 月 日

四国運輸局長名

認 証 書

事業者名

殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車特定整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車特定整備事業の種類
 - (1) 普通自動車特定整備事業
 - (2) 小型自動車特定整備事業
- 4 特定整備の種類
 - (1) 普通自動車（大型）
【分解整備〔動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置〕に限る】
 - (2) 普通自動車（中型）
【分解整備、電子制御装置整備〔自動運行装置を除く〕に限る】
 - (3) 普通自動車（小型）【同上】
 - (4) 普通自動車（乗用）【同上】
 - (5) 小型四輪自動車【同上】
 - (6) 小型三輪自動車【同上】
 - (7) 小型二輪自動車
 - (8) 軽自動車
【分解整備、電子制御装置整備〔自動運行装置を除く〕に限る】
 - (9) 大型特殊自動車
- 5 認証番号 四運証第 一 号
- 6 認証年月日 年 月 日

年 月 日

四国運輸局長名

認 証 書（限定）

事業者名

殿

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車特定整備事業を認証する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 自動車特定整備事業の種類
(1) 普通自動車特定整備事業
(2) 小型自動車特定整備事業
- 4 特定整備の種類
(1) 普通自動車（大型）
(2) 普通自動車（中型）
(3) 普通自動車（小型）
(4) 普通自動車（乗用）
(5) 小型四輪自動車
(6) 小型三輪自動車
(7) 小型二輪自動車
(8) 軽自動車
(9) 大型特殊自動車

5 認証番号 四運証第 一 号

6 認証年月日 年 月 日

年 月 日

四国運輸局長名

業務範囲：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く。

（日本産業規格 A列4番）